



ニュースナビ

News Navi

2023年5月号

ゆたか福祉会の 消費税更正請求訴訟について

——仲間たちの労働を問う訴訟

現在、ゆたか福祉会では、国を被告として管轄の税務署が却下した、私たちの申請した消費税更正請求（還付請求）を認めるよう法廷の場で争っています。

消費税の更正請求と、訴訟までの経過

私たちは2019年5月30日付で管轄の税務署に対し、時効で請求できない期間を除く過去5年間に法人全体で納めた消費税の内、障害のある仲間たち（利用者…以下「仲間」と表記）に支払った工賃の金額に対応する消費税の更正請求（税の還付を求める請求）を行いました。これが今回の「消費税と仲間たちの工賃」の扱いをめぐる問題の出発点となります。

この時の更正請求額は5年分で合計2,501万1,695円でした。この金額は元々仲間たちが働いて稼いだ収入に対して掛けられた消費税なので、還付されれば当然仲間たちに支払うことを予定しての更正請求でした。

しかし、同年10月15日付けで税務署から届いた通知は、更生請求について「更正をすべき理由がない」というものでした。私たちはこれを不服として翌年1月10日、同税務署に再調査請求を要求しました。ただこの再調査請求も認められませんでしたので、税務署の上級機関である名古屋国税不服審判所に同年6月2日、税務署の判断の改善を求める審査請求を行いました。

その後約1年半、口頭意見陳述などを含む審理が行われましたが、結果は私たちの主張が認められることはなく2022年2月10日、審査請求の棄却という判決となりました。

消費税納付の仕組みと仲間たちの「工賃」

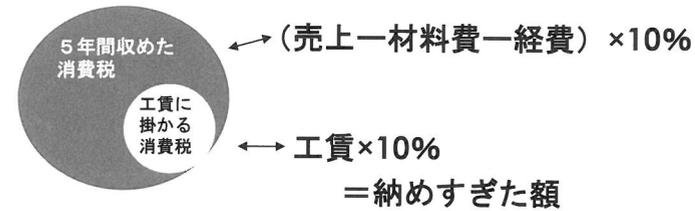
消費税の納付の仕組みは、消費者が負担している消費税を事業者が肩代わりして税務署に納めるという方法です。たとえば100円の商品の場合、100円の10%をそのまま納付するのではなく、100円から材料費や経費などを引いた額（60円とした場合）、100円から60円を控除（仕入控除）した残り40円に10%を掛けた4円が納付額ということになります。

私たちがなぜ、消費税更正請求（還付請求）を行ったのか。それは仲間たちの「工賃」が消費税の「仕入控除」の対象になると判断したからでした。消費税の法律上の規定では、賃金と工賃とは明確に区別されており、外注工賃や内職工賃などの「工賃」は「仕入控除」の対象となっているので、これが適用されると考え、先の更正請求を行ってきたのです。

また、消費税は全国の障害者が働く作業所でも、年間1,000万円以上の売上のある事業所は納付義務があり、毎年税務署に申告して消費税を納めています。これは一般の会社や商店と同じ扱いです。このことから当然私たちの更正請

消費税の何を争っているのか

- 過去5年間に納めすぎた消費税の払い戻しを求めている
- 仲間たちに支払っている「工賃」部分の消費税



訴状など裁判の関連資料は「ゆたか福祉会のホームページ」でご覧いただけます

求は認められると考えていました。

しかし、更正請求を認めないとする税務署側の一貫した主張は、作業所の仲間たちは、働いているといっても、就労継続支援B型や生活介護、就労移行支援など、障害福祉サービスの支援を受けている。これは労働ではなく「役務の提供」でもないとしています。このことを理由に事業所が障害福祉サービスの一環として支払っている「工賃」は、福祉給付金か剰余金の分配でしかなく、「仕入控除」の対象にはならないという論理を展開しているのです。

裁判所に提訴、争点は「役務の提供」の判断

国税不服審判所での棄却の判決後、私たちは訴訟を起こすかどうかについて、理事会を中心に検討を重ねました。仲間たち（障害者）が作業所で働いてもらっている「工賃」は「役務の提供」の対価ではないというのが、当該税務署と国税不服審判所の対応です。

「役務の提供」の「役務」を国語辞典で引くと、「他人のために行う労働」と解説しています。また国税庁のホームページでも具体例を挙げて「役務の提供」について同様な説明をしています。「役務の提供」を否定している税務署等の対応は、結果的に仲間たちの労働が社会に貢献をしていない価値のない行為としか見えないこととなります。

このことを認めることはできないというのが、長く障害のある人たちの就労支援を行っている私たちが、訴訟を起こしてまで訴えている一番の理由です。仲間たちが真剣に働いている姿に日々接している者として、社会に問題提起するのは当然と考えます。作業所で働く仲間たちは、労働者としては認められず、労働法規の適用から外されています。社会的にもさまざまな不利益を受けています。そのような状況下で、消費税法からも仲間たちの労働が排除されるのを黙って見過ごすことはできません。

昨年7月19日名古屋地方裁判所に提訴、今年3月9日には第3回口頭弁論が開催されました。国側からこれに合わせて準備書面の提出がありました。その一部を紹介すると国の姿勢がよく解ります。準備書面では仲間たちの労働を「役務の提供があったとしても、それは無償の取引であり」（原文引用、下線筆者）、工賃の支払は事業者が「利用者に提供する障害福祉サービスとしての便宜の供与に含まれている」（同引用、下線筆者）としているのです。

ぜひ、今回の訴訟について知っていただき、ご支援をいただけるようお願いいたします。

愛知 社会福祉法人ゆたか福祉会

宇川賢彦